

利用規則・宿泊約款

下田セントラルホテル



当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条第1項により、宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害をご負担いただく場合がございます。また、このご利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故について、当ホテルは責任を負いかねますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

利用規則

- 客室内に喫房用、炊事用の火気及びアイロン等を持ち込み、ご使用にならないで下さい。
- フンの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙は、なさらなさい。
- その他、火災の原因となるような行為は、なさらなさい。
- ご滞在中、お部屋から出られるときは、施設をご確認下さい。
- 来訪者があつたときは、不用意に開扉ならずに、ご確認下さい。万一、不審者と思われる場合は、フロント（ダイヤル⑨）にご連絡下さい。
- ロビー及び客室内に、次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
 - (イ) 動物、鳥類（ペット類）
 - (ロ) 著しく悪臭、異臭を発生するもの
 - (ハ) 火気や揮発油など発火又は引火しやすいもの
 - (ニ) 銃銃、刀剣類
- ホテル内では、とく及び臭気を乱すような行為、又は他のお客様に迷惑を及ぼすような行為は、なさらなさい。
- 訪問客を、客室にご案内ならぬ下さい。
- 客室やロビーを、事務所及び展示室がわりに、ご使用ならぬ下さい。
- ホテル内のお客様に、広告物を配布するやうな行為はなさらなさい。
- ホテルから飲食物等のご注文やお持ち込みはなさらなさい。
- お預かり物やお忘れ物の保管は、ご指定のない限り、ご出発後7日間とさせていただきます。その後の処置につきましては、法に基づいて取り扱させていただきます。
- 館内の諸設備及び諸物品についてのお問い合わせ。
 - (イ) その目的以外の用途にご使用ならぬ下さい。
 - (ロ) ホテルの外に持ち出さないで下さい。
 - (ハ) 他の場所に移動したり、加工ならぬ下さい。
- 客室がご宿泊以外の目的に、ご使用ならぬ下さい。
- ホテルの外へ預けなうような物を、意圖に置かないで下さい。

宿泊約款

（適用範囲）

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

（宿泊契約の申込み）

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

- その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあつたものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えないときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に代り賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知したものとします。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約の締結の拒否）

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊の申込みが、この約款に反しないとき
 - 損害（員）により客室の余裕がないうとき
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に關し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人としての役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 宿泊に關し合理的な要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 天災、施設、事故、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - 静岡県旅館業法施行条例第5条（第1号及び第2号）の規定する場合に該当するとき

（宿泊客の契約解除権）

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であっても、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けま。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合においては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときと異なります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時期）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- 宿泊契約に關し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人としての役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 宿泊に關し合理的な要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 静岡県旅館業法施行条例第5条（第1号及び第2号）の規定する場合に該当するとき
 - 寝室の貸借に際し、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に違反したとき

- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が已だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきます。

（宿泊の登録）

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国にあっては、国籍、旅券番号、入国及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が前条第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代り得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝1時までとします。ただし、遅解して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し付けます。

1室1時間 2,100円(税込)

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(客室等の使用時間)

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリ等で御案内いたします。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜な変更をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

(当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
※ まる通マークの廃止-H18.9

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のある館ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは虚偽の申告をしたときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルが損害の賠償をする場合でも、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったもの又は虚偽の申告をしたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償額は5万円を限度とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、フロントに先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内	訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)	
	追加料金	②追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金	
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税	

備考 1. 基本宿泊料は、フロント及び客室に提示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。
3. 寝具及び食事を提供しない幼児については、施設料2,100円(税込)をいただきます。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	不 当 前													
		泊	日	日	前	2	3	5	6	7	10	14	15	30	
		日	日	前	日	日	前	日	日	前	日	日	前	日	日
14名まで		100%	100%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%	%	%	%	%	%
15名~30名まで		100%	100%	50%	30%	30%	30%	20%	10%	10%	%	%	%	%	%
31名~100名まで		100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	10%	10%	%	%	%	%	%
101名以上		100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	%	%	%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後)に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における前泊入数の10%(人数が出た場合には切り上げする。)に於ける人数については、違約金はいただきます。